研修修了後からサービス提供までの流れ

H29.1.12/2.9

介護保険課

　生活援助ヘルパー研修の修了後、実際にサービスを提供するまでの流れについて、以下の図でご説明します。

研修修了証の交付

基準緩和型サービスを提供予定の訪問介護事業所に連絡（求職）

　　　①別紙「基準緩和型サービス実施予定事業所一覧」から事業所を選択し、ご

自身で求職活動を行ってください。

（市が特定の事業所を紹介したり、仕事を斡旋したりすることはありません）

　　　②事業所によって賃金や労働条件は異なります。ご自身で十分に確認のうえ、

　　　　面接等に臨んでください。

訪問介護事業所で採用

　　　③採用後、直ちにサービス提供を行えるわけではありません。事業所によって

　　　　研修や訓練等がある場合がありますので、事前にご確認ください。

　　　④平成29年4月から基準緩和訪問型サービスは開始されますが、サービス利

　　　　用者（高齢者）がどのぐらいの人数になるかは、現時点で不明です。つまり、

　　　　採用後、直ちに仕事の依頼があるわけではありませんので、事前にご了承く

ださい。

介護支援専門員（ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰ）から訪問介護事業所にヘルパーの派遣依頼

　　　⑤介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントによって、基準緩和訪問型サー

ビスの利用がケアプランに位置付けられ、あなたの所属する訪問介護事業所

にヘルパーの派遣依頼があれば、サービス担当者会議等を経て、実際にサー

ビス提供となります。

以上が、サービス提供までの流れを簡単に説明したものとなりますが、事業所によって賃金や労働条件はもちろん、採用後の研修や訓練の期間、その間の賃金の有無、ヘルパー派遣依頼の頻度等は異なります。事前に十分に確認してください。